

第6章

環境配慮項目に関する措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目に関する措置は、表 6-1 に示すとおりである。

本計画では、工事中及び供用時に環境影響評価項目以外で、地域環境及び地球環境に配慮すべき項目として、地域環境管理計画に定める環境配慮項目のうち、「第3章 3.3 3.3.1 環境配慮項目の選定」(p.113 参照)で選定した項目について、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境配慮措置を講ずる計画である。

表 6-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物は、計画地の地盤に適した構造とするとともに、耐震性及び耐火性の高い構造とする。 ・災害時、居住者は在宅避難とし、計画地内には防災倉庫を配置する。また、災害発生後の生活基盤を確保するために防災設備として、“非常用マンホールトイレ”を計画地内の共同住宅敷地内に配備する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に植栽する大景木以外にも可能な限り緑地を確保するとともに、花や実を形成し、他の生物の生息・利用が期待される樹種を可能な範囲で選定する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低燃費型を積極的に利用し、CO₂の排出を抑制する。工事用車両には、アイドリングストップ等のエコドライブ・省エネ機械操作を徹底するため、運転者への指導を実施する。 	

表 6-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮措置の内容	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や屋外等の断熱材の高性能化等により空調負荷低減を図る。 ・大景木の植栽のほか、公開空地や歩行者通路においては可能な限り緑化を図り、人工被覆面積の縮小に努めるとともに、緑陰の形成による日射遮へい及び蒸散作用により、温度上昇の抑制及び暑熱対策に努める。 ・必要な雨水貯留槽を設置し、治水・水害対策に努める。 ・電気室は2階以上に配置する。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材は、再生石膏ボード、再生タイル、高炉セメント生コン、電炉鋼材（鉄筋）等、再生品の使用に努める。 ・建設資材は、プレキャストコンクリートの採用やシステム型枠の使用により、木製型枠の低減及び再利用を図る。また、廃棄物の種類ごとに分別、保管、処理し、可能な限り再資源化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建物の長寿命化を図り、修繕しやすい構造や内外装材の採用を検討する。 ・節水型トイレ等による水資源の消費の低減を図る。 ・入居者に対しては、住居から排出される一般廃棄物について、低減に努めるとともに、種類に応じて適正に分別を行うよう掲示物等により、啓発活動を行う。